

感染症・自然災害

に係る業務継続計画

合同会社LifeFree

ケアプランニングらいふりい浦添

作成日：令和5年6月1日

改訂日：

居宅介護支援事業所

BCP

(感染症編・自然災害編)

BCP(感染症・自然災害 共通)

BCP (事業継続計画) とは

自然災害や感染症等の
不測の事態が発生しても…

- ① 重要な事業を中断させない
- ② 中断しても可能な限り短い期間で復旧させる

①②のための方針、体制、手順等
を示した計画のこと



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(解釈通知)内の「(14) 業務継続計画の策定等②」には、
【感染症に係る業務継続計画】【災害に係る業務継続計画】
について、以下の記載がされています。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

(1) 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という）及び自然災害が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実施事項を平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

感染症及び自然災害発生時の利用者支援についての詳細な対応は「(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について」にて定める。

(2) 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ① 職員の安全確保
職員の生命を守り、生活の維持及び感染拡大防止に努める。
- ② 利用者の安全確保
利用者は重症化リスクが高く、感染症の罹患及び自然災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ③ サービスの継続
利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。

(3) 対応体制

感染症及び自然災害発生時の対応体制は以下のとおりとする。

- ① 自然災害及び感染症対策本部長： 仲井間里香
- ② 対策本部における職務
 - ・ 緊急対応に関する意思決定
 - ・ 関係各部署との窓口
 - ・ 医療機関との連携
 - ・ 関連機関、他施設、関連業者との連携
 - ・ 感染防護具の管理、調達

(4) ICTの活用

ICTツール	ソフト名	活用場面
チャットツール	LINE MCS	●災害時に電話回線が繋がりにくい状況での手段 ●グループラインによる迅速な情報共有、情報の一元化
ビデオ通話	LINE Googleミート	●非接触による安全性を確保しながらのカンファレンス開催 ●遠隔地の関係者と直接的なコミュニケーションの実現
クラウド型介護ソフト	カイポケ	●利用者データを自動でバックアップ ●事業所以外の場所からケアプランなど作成
インターネットFAX・メール	VPN	●リモートによるFAXデータの送受信 ●送受信のデータを電子的に管理・保存
クラウドストレージ	ドキュワークス	●紙の書類をデータ化してクラウドストレージに保存し、リモートからデータにアクセス ●自動的なバックアップ昨日によりデータの損失などを回避

(5) 研修・訓練の実施

ア 本計画に基づき以下の研修を実施する。

① 入職時研修

- ・時期：入職時
- ・担当：管理者
- ・方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を説明する。

② BCP研修（全員を対象）

- ・時期：年1回
- ・担当：管理者
- ・方法：BCPの概念や必要性、感染症及び自然災害に関する情報を共有する。

イ 本計画に基づき以下の訓練を実施する。

- ・時期：年1回
- ・担当：管理者
- ・方法：BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練で確認する。

🔍 研修の実施に関する4つのポイント

頻度は？

年1回以上の実施
※新規採用時には別に研修を実施することが望ましい

内容は？

- ・BCPの具体的内容を職員間に共有する
- ・平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行う

記録は？

研修の内容は記録すること

他の研修と一緒にいい？

「感染症」に関しては「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」と一体的に実施することは差し支えない

🔍 訓練の実施に関する4つのポイント

頻度は？

年1回以上の実施

内容は？

BCPに基づき…

- ・事業所内の役割分担の確認
- ・感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等

実施方法は？

- ・机上を含めその実施手法は問わない
- ・机上及び実地で実施するものを組み合わせながら実施することが適切

他の訓練と一緒にいい？

「感染症」に関しては「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」と一体的に実施することは差し支えない

(6) BCP の検証・見直し

以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・地域の関係者とBCPに関する検討会を設置する。
- ・BCPに関連した最新の動向を把握する。
- ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。

BCP(感染症編(新型コロナウイルス含む))

(1) 平時からの備え

ア 体制構築・整備

- ・意思決定者及び担当者は、感染症及び自然災害対策本部長とする。

イ 感染症防止に向けた取り組みの実施

- ②利用者宅でのマスクの着用及び日頃からのせきエチケットの実施
- ③3密の回避及び換気
- ④手洗いを日常の生活習慣とする
- ⑤適度な運動と食事により健康な生活を送る
- ・ICTツールを活用(※)したリモートワークの環境を整備する。
 - ※「1.共通事項(4)ICTツールの活用」参照。
- ・以下の行政機関から最新の情報を収集する。
 - ①厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

ウ 備蓄品の確保

- ・備蓄品リストを年1回確認し、不足分を補充する。

(2) 初動対応

- ・感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備しておく。

ア 対応主体

- ・感染症及び自然災害対策本部長を最高責任者とする。

イ 第一報

- ・感染疑い者が出た事実、本人の容態、感染前後の経緯等を確認する。
- ・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡、指示を受ける

ウ 感染疑い者への対応

a 職員

- ・医療機関受診
- ・自宅待機指示（リモート勤務）

エ 感染者への対応

a 職員

- ・発症日を 0 日目として 5 日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え、かつ症状が軽快した場合でも、24 時間程度は同対応とする。
- ・自宅療養中も可能な範囲でリモート勤務を継続していく。

c 関係機関への連絡

(3) 感染防止体制の確立

ア 濃厚接触者への対応

a 職員

- ・新型コロナウイルス感染者との接触日を 0 日として 5 日間は事業所への出勤及び利用者宅への訪問を控え健康観察を行う。
- ・リモート勤務にて業務継続する。

イ 関係者との情報共有

- ・時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状を報告、共有する。

BCP(自然災害編)

(1) 平常時の対応

ア 建物・設備の安全対策

- ・利用者・家族および関係者とチャット（※）やメール等の電話以外の連絡方法を確保する。※チャットツール **LINE** を使用。
- ・紙による書類保存を減らし、電子保存とする。
- ・電子保存したデータをクラウド（※）上で保存する。※クラウドストレージは **カイボク** を使用。
- ・書庫の転倒防止のため、耐震ポールを設置する。
- ・不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

イ 電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策

- a 電気が止まった時の対策
 - ・電気なしでも使える代替品(乾電池や手動で稼働するもの)の準備や業務の方策を検討する。
- b 水道が止まった時の対策
 - ・飲料水用のペットボトルなどの保管方法を検討する。
 - ・飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。
 - ・対応策（削減策）生活水の多くは「トイレ」「食事」「入浴」で利用
- c 通信が麻痺した場合の対策
 - ・被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、日頃からメールやチャット等の連絡手段で関係機関と連絡が取れる体制を構築していく。
- d システムが停止した場合の対策
 - ・PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に保管しておく。
 - ・電子データはローカルではなく、クラウド上で保存していく。

ウ 必要品の備蓄

- ・被災時に必要な備蓄品は備蓄品リストを使用して、計画的に備蓄する。
- ・備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、備蓄品リストを見直す。

エ 防災アプリフォルダの作成

- ・災害時に迅速に情報を入手できるよう、スマートフォンに防災アプリフォルダを作成する。防災アプリフォルダには以下のアプリを含む。

防災アプリ	活用場面
県の防災アプリ	各地域の災害情報や適切な備え方を学ぶことが可能
ラジオアプリ	ラジオやテレビのない外出先で災害が発生した時も、すぐに必要な情報にアクセスできる
防災情報アプリ	災害の最新情報が得られるだけでなく、マップ上で雨雲、台風、河川の情報も確認できる
応急手当アプリ	災害発生時に怪我や急病に対応し、自分や他者を危険から間折る手助けとなる

オ 外出時の習慣

災害時には高層階から階段で降りる必要があったり、長時間歩くことも想定される。そのため、靴選びでは「歩きやすさ」を優先することが重要である。日常的にスニーカーを履いているのが理想的だが、それが難しい場合は、コンパクトなフラットシューズをバッグに入れて持ち歩いたり、職場にスニーカーを置いておくなどの工夫をする。

カ ハザードマップを確認する

ハザードマップ（防災マップ）は、大地震や水害などの災害時に被害が大きくなりやすい場所や、危険性の高い地域、避難場所、給水ポイントなどを示した地図である。自分の住む地域にどのような危険があるのか、緊急時にどこへ避難すべきかを確認しておく。

キ 日常備蓄

「日常備蓄」とは、普段使う食料品や生活必需品を通常よりも少し多く購入し、ストックしておくことである。買い物の方法を少し変更するだけで、防災対策に役立つ。

(2) 緊急時の対応

ア 業務継続計画（BCP）発動基準

a 地震

沖縄県において震度 6 以上の地震が発生した場合。

b 水害

沖縄県において大型台風や大雨により河川の氾濫、高潮が見込まれる場合。

イ 自らの身の安全の確保

a 地震発生の瞬間

地震発生の瞬間には、「身を守る」「つかまる」「危険から離れる」の3つを意識する。

① 身を守る

地震の揺れを感じた際には、周囲の状況を素早く確認し、「落ちてこない」「倒れてこない」「行動しない」場所へ迅速に移動することが重要である。1分以上は安全な場所で状況を見守る。

② つかまる

固定されたものにつかまる。

③ 危険から離れる

揺れにより発生する危険から離れる。

b 揺れが収まってからの行動

揺れが収まってからの行動は、ケガに注意しつつ、落ち着いて火の始末と出口を確保する。

① ケガに注意して行動する

あわてて行動すると、散乱したガラスなどで怪我をするおそれがある。落ち着いて周りをよく見ながら、スリッパや靴を履いてから次の行動に移る。

② 落ち着いて、火の始末をする

揺れている最中のキッチンには危険が多いため、すぐに離れて身を守ることを優先し、揺れが収まってから火の始末をする。万一、出火した場合は、落ち着いて初期消火に当たる。

③ ドアを開けて出口を確保する

大きな揺れが収まっても、余震は続く。いつでも避難できるように、部屋の窓や戸、玄関のドアを開けて出口を確保する。

ウ 災害用伝言ダイヤル「171」の利用

NTT 東日本が提供する災害用伝言ダイヤル「171」を利用し、家族や職員の安否確認を行う。

【録音と再生の方法】

- ・録音：「171」に電話をかけ、録音用のオプション「1」を選択し、自分の電話番号を入力後、メッセージを録音する。
- ・再生：「171」に電話をかけ、再生用のオプション「2」を選択し、確認したい人の電話番号を入力してメッセージを聞く。

災害用伝言ダイヤル「171」とは？

NTT東日本が提供する[災害用伝言ダイヤル「171」](#)は、災害時に家族や友人の安否を確認するための「声の伝言板」サービスです。このサービスの特徴は以下の通りです。

1. 災害用伝言ダイヤル「171」の目的

大規模な災害発生時、通信網が圧迫されることがあります。このような状況で、被災者が自分の安否情報を録音し、家族や友人がそれを聞くことができるようにするのが目的です。

2. 録音と再生の方法

録音:「171」に電話をかけ、録音用のオプション「1」を選択し、自分の電話番号を入力後、メッセージを録音します。

再生:「171」に電話をかけ、再生用のオプション「2」を選択し、確認したい人の電話番号を入力してメッセージを聞きます。

3. 「web171」について

「web171」は、インターネットを通じて安否確認を行うサービス。

「web171」は、スマートフォンやパソコンからアクセス可能で、災害時の電話回線の混雑を避けるための代替手段として利用できます。

4. 体験利用の日程

災害用伝言ダイヤル「171」は、毎月1日と15日に体験利用が可能です。体験利用を通じて、実際の災害時に備えることができます。

(3) 他施設及び地域との連携

- ・単独での事業継続が困難な事態を想定して施設・事業所を取り巻く関係者との協力関係を日頃から構築しておく。

感染症及び自然災害発生時における利用者支援について

(別紙) 感染症及び自然災害発生時における利用者支援について

(1) 安否確認

- ・利用者の安否を迅速に確認する。
- ・チャットツールや電話を活用して多職種と連携を図りながら、利用者の安否確認を行う。
- ・「災害時利用者安否確認シート」にて利用者の安否確認を記録する。

(2) 医療機関への搬送

- ・利用者の状況に応じて医療機関への搬送をサポートする。

(3) サービスの継続

- ・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために必要不可欠と判断されたサービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。
- ・通所系、宿泊系サービスに関しては利用を中止する場合があるが、訪問系サービスに関しては、感染防止策を徹底した上でサービスの提供を継続する。

(3) 日常生活のサポート

- ・多職種で連携しながら生活必需品の確保や食料・水の供給サポートを行う。

(4) 情報提供

- ・利用者やその家族に対して、現状の情報や安全対策、必要な行動についての情報を提供する。

(5) その他

- ・利用者の状況に応じて、その他の必要なサポートを提供する。

備蓄品リスト（感染症・自然災害共通）

事業所名：

作成日：令和 年 月 日

No.	品目	①備蓄量	②必要量	過不足量 ※①-②	保管場所	担当者	調達先	備考
1	マスク（不織布製マスク）			0			ドラッグストア等	
2	体温計（非接触型体温計）			0				
3	ゴム手袋（使い捨て）			0				
4	消毒用アルコール			0				
5	トイレトーパー			0				
6	ティッシュペーパー			0				
7	保溫ティッシュ			0				
8	石鹸・液体せっけん			0				
9	ビニール袋			0				
10				0				
11				0				
12				0				
13				0				
14				0				
15				0				
16				0				
17				0				
18				0				
19				0				
20				0				

